

書評

Johannes Söderlind: *Verb Syntax in John Dryden's Prose I*

山川喜久男

本書(二八三頁)はスウェーデンのウプサラ大學教授 S. B. Liljegrén の監修による英語英文學研究叢書: *Essays and Studies on English Language and Literature* の第十卷として一九五一年に刊行されたものである。著書の J. Söderlind は S. B. Liljegrén の門弟であるが、本書の内容から極めて有能な英語學者であることが推察される。英文學史上いわゆる「ドライデンの時代」を出現させた十七世紀英國文壇の大御所ジョン・ドライデン (John Dryden) (一六三一—一七〇〇) の散文に現われた英語の動詞の統語法を對象とした研究で、この分野では類書を見ない有意義な力作である。採り上げられた主材は、ドライデンの散文劇・詩劇の序文または獻題文・評論及び書簡集で、そのうち韻文の箇所・ラテン語からの翻譯の部分・他の作家との合作になる文章などは取り除いたという

が、五十三編にわたる作品を刻明に調べ上げた跡が見られる。英文學史で「ドライデンの時代」と言えば、十七世紀中葉に及ぶミルトン(一六〇八—七四)によって代表される清教主義の時代に次ぐものである。この王政復舊期は、前時代の嚴肅莊重な理想主義的思潮に對する反動として、現世的な理性と常識を尊んだ、散文的精神の擡頭にふさわしい時代であった。ミルトンの時代に見られるラテン語風の莊重な文體から脱皮して、簡潔で的確な文體の基礎がドライデンによって築かれたと言えるのも、そういう時代思潮の推移に應じたものである。新しい文體の特徴がドライデンによって創始されたものではないにしても、平明でしかも均齊のある威嚴を備えたドライデンの散文は、實に當時並びに後世の散文作家たちの龜鑑とするに足るものであった。英國における「近世散文の最初の巨匠」の名は、ドライデンを稱する至言であると言わなければならない。ドライデンはまた、國語に關して多大な關心をもち、その造詣も非凡なものであったと言われる。一六六四年には王立美術院の委員に任命され、特に國語改良に意を用い、また早くからフランスのアカデミーに匹敵すべき國家的な言語統制機關が英國にも設置されることを提唱していたという。ドライデンが仲間文士たちの作品に見られる文法上の問題にも、公正な批判を下していたことは、遺されている彼の書簡中から知ることができる。ドライデン自身の英語に見られる保守的な一面は、この點から釋明されよう。

さて総合的な文體の研究は、その基礎工作として、具體的な個々の文に現われる言語事實の調査とその體系化を目的とする統語法の研究に先立たれるべきものである。本書の著者が、英語の散文發達史上に一時期を畫したこの文豪を對象に採り上げたということは、統語法の記述的研究としても、確かに大きな意義をもっている。

本書は十章から成り、最も短かい第二章と第十章を除いて、各章の終りに「摘要」を添えて、その章の要旨を概括すると共に、讀者の理解に資するようになってゐる。以下順を追うて各章の内容を紹介してみよう。

「構文」と題する第一章は、述語動詞を中心とする各種の構文を扱ったものであるが、統語論の核心に觸れる部門であるだけに、後の章に比べ、調査と考究の程度が手薄であることが、不満に思われた。まず主格補語に接する動詞として、look や sound が副詞を伴ない You look strangely (Sir Martin Mar-All 283)/my own name never sounded so sweetly to me... (Assignment 399) のような用例が挙げられてゐる。この語法はシェイクスピア (一五六四—一六一六) の英語にはよく見られるものであるが、ドライデンのころにも、まだ look や sound のもつ本来の知覺動詞としての原義が、今日におけるほど薄れていないことが知られる。たゞこゝも、後の章におけると同様に、これらの動詞が形容詞を伴なう場合と副詞を伴なう場合との分布状態を、統計その他の方法で示してほしいと

ころである。

再歸動詞が目的語として單純形の人稱代名詞を伴なう構文は、ドライデンでは既にまれになつてゐるが、Get thee home... (Duke of Guise 91) に類する get の用例が一般的なものとして挙げられてゐる。この種の動詞の再歸の意味が弱化して再歸目的語を脱落することが、現代英語の特徴である。ドライデンでも、その傾向に添うた慣用の推移が見られることを具體的な動詞の用例で明らかにしてゐる。但し she behaved herself so fiercely... (Satires, Notes 198)/I feel myself exceeding sick! (Mr. Lamberham 70)/thereby he not only proved himself a good patriot, but also... (Character of Polignus 34) のように behave, feel, prove に、獨立的用法の例がないというのは注意を引く。

また非人稱動詞として、like や please はまだ古風な固定的用法を留めてゐる。人稱化した like が不定詞を目的語とする a beverage... which you will not like to swallow (Amboy-na 78) のような用法は極めてまれであるというが、既に十四世紀にその端を發してゐるこの構造が、當時の他の作家の文章にも同様に一般化してゐないものであつたらうか。OED によれば一八九八年にでなければ、その最初の用例を見出せないという please の命令法の前に添われる語法が、ドライデンにまだ發達してゐないと言及する位なら、當然 like のこの語法について、今少し付加的な説明があつてもよいものと思われる。

もっともこれは、第二部の不定詞の項に扱うべき問題として見るのかもしれない。

第二章は前章の構文に關連して「態」を簡単に扱っている。二重目的語に伴なう動詞が受動態で表わされる場合、「人」が主語となるか「物」が主語となるかということは、個々の動詞によって慣用が異なり、現代英語でも微妙な問題である。それは英語の構文法の本質に係わるものであり、この種の研究においても、もっと詳細な考察がなされてもよいものと思われる。

「人」を主語とする受動構文の發達は既に十六世紀に完成しているが、ドライデンではまだ、「物」を主語とする構文の方が、今日におけるよりも好まれていた趣きがある。現に *of the day* には「物」を主語とする構文しか見られず、*give of the day* を主語とする構文としては、*we are given to understand...* (*Mr. Limberham 51*) と同じ古くからの慣用法があるだけであり、また *permit of Now if it may be permitted me to go...* (*Satires 15*) の構文は、今日より一層容易に見出される。一體にこのように純粹に歸納的な調査の結果から、にわかには統語法の史的段階を推定することは危険であるが、具體的な資料として、確かに大きな傾向を知り得る有力な指針にはなる。

第三章「呼應」では、特に集合名詞を主語とする文の多數の用例が、この部門の研究に貴重な資料を提供している。結論として、ドライデンは今日におけるよりも複數的思考に傾いているという。不定代名詞の *none* では、單數呼應と複數呼應との

間に浮動状態が見られると述べ、現代英語に多い複數構文との對照を示唆しているが、有名な韻文の例の *None but the brave deserves the fair* (*Alexander's Feast*) を連想させよう。關係詞節を含む *I may be allowed to tell your Lordship, who...are the king of poets, what an extent of power you have* (*Satires 10*) のような呼應法には、いかにも自ら文法の純正を唱えたドライデンの面目を窺わせるものがあるが、反面こういう語法を必要とするということ自体が、その文體のいかにも古風で格式張ったものであることを物語っていると見える。

第四章の「時制」には、進行形と未來形を除いた諸形式が扱われている。現在形では、「史的現在」が戯曲文だけに見られ、しかもそれすらも普通でないということや、條件文の歸結節における *if I am seen, you are infallibly discovered* (*Mr. Limberham 43*) のような用法が、やはり戯曲文において、生々しい印象を産み出しているという記事などが注意される。しかしこの章で主力を注いでいるのは、完了形における *have* と *be* の用法である。變化の意を含む自動詞の過去分詞と共に、*have* と共に *be* も、かなりの勢力を留めて用いられている状態が、詳細に記述されている。注意すべきなのは、*have* が特に假想的な過去完了形や完了不定詞の場合に多く現われるという觀察である。それは明確に區分される時間表現の手段として、*have* が *be* よりもふさわしい力を持っているためであるが、

完了形の助動詞として、その表現上の適性に従い、have が be に取って代るべき機運を宿している現象である。

その他、現在の時と無關係に過去の時を表わす現在完了形や、反對に現在における結果を表わす過去形の用法などに、當時の確立しおうせていない時制體制の實狀が現われている。個々の形式については、マロリー (? — 一四七一) やシェイクスピアに用例があるところが have got (= have) がドライデンに見出されず、have forgot, had almost forgotten があつて、I forget (= I don't remember) (この用例の最初は、OED では一八四七年という) の用法が発達してゐない、などの記事が興味を引く。また A year after Andronicus had opened the Roman stage with his new dramas, Ennius was born (Satires 58) のような after に導かれる従節内の過去完了形が、受動態の場合を除けば、今日のように過去形に代えられることがないと述べているのは、ドライデンの英語の嚴格さを思わせる。

第五章は「相・擴充形」と題し、いわゆる進行形を考察している。こゝではまず進行形の本質を、七ページにわたって、諸家の説を参照しながら検討し、この形式が「進行」という基本的觀念をもとにして、具體的文脈に従い、種々の副次的機能を浮き立たせるものであると結論している。本章の序説として、この種の特種研究には不相應と思われれるほどのものであるが、既にかなり多面にわたって、その現代的特性を發揮している進

書 評

行形の調査に、慎重を期した態度が窺われる。進行形の副次的機能は、ドライデンの散文において、永久的な繼續や反復を表わすもの、動詞の意味内容を強調する命令法におけるもの、話手の動作に對する關心を反映し、あるいは描寫に繪畫的情緒的色彩を添える完了形におけるものなどに、現われている。たゞ未來進行形で、Mr. Aston will be going into Cheslyre a week hence……(Letters 76) における will be going はスイトなどに従つて、will go によつて表わされ勝ちな主語の意志的行爲としての意味を排除して、純粹に未來の出來事としての意味を明らかに打ち出す力をもつと説いているのはよすが、同類の解釋が Now I have enough, I must be going (Evening's Love 264) における must be going にも與えられるべきものと思われる。この用例には、動作の強調と情緒的含蓄という説明を加えられているだけであるが、ヴァン・デル・ラーンが説くように、やはり must go によつて表わされ勝ちな話手の意志の要素を背面に押しやつて、狀況による唐突な思いつきの發言であることを暗示する婉曲的表現であるといふ解釋のあてはまるものであらう。それはとも角、will be going にしろ must be going にしろ、極めて近代的な口語調の表現法が、ドライデンに見られることは、注目されてよい。しかしまた反面、現代英語では進行形を用いるべきところに單純形を用いて、古風な趣きを示している用例もあり、while a Symphony is playing, it moves gently forward……

(*Alton and Albanis* 254)におけるような従来の語法に代つて、受動態の進行形が出現するまでに至っていない(但し *being played* の形式が一般化したのは十九世紀にはいつてからである)。

なお摘要で、副次的機能をもつ進行形が、ドライデンの散文中、論説文よりも戯曲文に多く見られると述べているのは、その用法が口語的で生彩に富む文體に適するものであることを實證している。

第六章「法」では、各種の法の選定は、現代英語におけるほどでなくとも、ドライデンにおいても、多分に文體的配慮に左右されるといふ。まず假定法では、條件を表わす目的語節に見られる *I'll take mine oath 'tis he—I should be glad it were* (*Amphitryon* 86) のような用法が、今日における以上に敘法的表現が自由であることを示している。條件文の歸結節 *I should* (*would*) *be* と *so* の迂言形式と並んで、假定法の *were* が用いられる割合の統計を示し、前者は、*if* などに導かれる條件節を伴う場合に最も多く、後者は *it were* *unconscionable to leave you to them both* (*Maiden Queen* 473) のような不定詞句が條件を表わす文に、特に多いといふ。同じ構造における假定法過去完了形の用法は、過去形の場合よりも盛んであるという點にも、現代英語との特異な對照が現われている。條件節内に用いられる假定法現在形 *is* が優勢であるのが、また著しい特徴であるが、三人稱單數の場合、直接法の *is*

が用いられる場合とで、必ずしも意味の差異が認められないと述べているのは、文體的手段としての法の性格を示唆している。今日の口語に見られる *were* に代る直接法 *was* の用法は、當時發生の萌しを表わしているが、ドライデンではまだその用例が見受けられない。面白いのは、*had better* の用例が二つしかなく、それよりも *had best* が遙かに普通なことである。時や讓歩を示す副詞節にあつては、假定法現在形が、次第に影を薄めつつある状態が見られるが、特に *though* の後で、一六一一年刊行の欽定譯聖書では *be* が通則であるというのに、ドライデンでは *be* が *is* よりも幾分多い程度であると述べているのが、注意される。

次に命令法では、動詞の前に添われる今日強調的な *do* と見做されるものや、目的を示す不定詞を従える *go* が、*Do, do, look stilly, good colonel* (*Spanish Friar* 431) / *for these fugitives, go, carry them to my sister*... (*Assignment* 459) のように、起源的な並立形で現われていることに注意される。なお受動態の命令法や完了の意の *be gone* は見られるが、*have done* はまだ現われていない。

第八章は「SHALL と WILL」で、未來時制の形態素としての用法と獨自の意義による用法とに大別し、その各々について精密な再分を行つて、記述している。その区分は必ずしも明確でないことを著者も認め、事實疑問に思われる箇所も見當るが、この微妙な現象の處理法として、一つの典型を提示したも

のと言える。未來助動詞として、二人稱を主語とする疑問文で *shall* が多いことや、特に論説文で、一人稱を主語とする意志未來の助動詞として、*shall* が *will* に對し、約四分の一の割合で現われているなどというのは、文脈や助動詞そのものの意義について、なお一層の検討を要するよう思われるが、現代英語における *shall* と *will* の記述についても、参考となすべき眞理を含んでいる。從節において、*shall* が今日におけるよりも廣範に用いられることを、顯著な特徴としてゐるが、*I will lay up your words for you, till time shall serve* (*Spanish Friar* 447) のような *shall* は、主に論説文に見られ、動作の表現に想像的で不確實な意味の色彩を添えると述べて、文體的考慮を忘れていないことが注目される。また各種の從節に盛んに用いられて、敘法的力をこめ話手の心的「排止」を表わす *should* の用法は、今日の雅文體にける語法に通じている。平敘肯定文において、意志を表わす *will* が、一層明晰な表現手段として、*desire, wish, please* に取って代えられるという近世的傾向に注意し、更に今日普通な *want* はまだ消極的な「lack, need」を意味し、積極的な意欲を表わすに至っていないと付記しているのは、興味深い(OEDによれば新しい意味の *want* は一七六六年から擧げられている)。なおこの章の摘要に、未來助動詞としての *shall* と *will* は、シェイクスピアの時代よりかなりの發達を遂げ、その近世的體制の基礎が確立されたと記されている。

● 書 評

第八章から第十章までは、*shall, will* 以外の助動詞を扱っている。前章についても言えることであるが、本来の統語論の枠を越えて語義論の領域にも屬すべき事項を多く含んでいる。それだけ一般的文獻としての價値をもち、特にドライデンの研究家に裨益するところが大きい部分である。

第八章「CAN」 と「MAY」は、意義によって、A「能力」B「許可」C「可能性」の三部に類別され、更にAの「能力」が、a「主體に内在する主觀的性質のもの」とb「外的狀況に依存する客觀的性質のもの」という、今日の *be able to* と *can* の差を連想させる二類に、再分されている。發生的にも記述的にも、語義上關連の深い二つの助動詞の本質を究める上に、多くの示唆を含んだ扱い方と思われる。そのうち *Ab* の類では、今日とは違つて、*may* が *the greatest of an heroic poem... may easily be discovered, by observing...* (*Satires* 37) のように、一般に用いられ、エリザベス朝における用法を留めているという。大きな趨勢は、曖昧な *may* から明瞭な *can* への推移であるが、ドライデンでも既にAとCの類において、否定文や疑問文には *can* が *may* に代る傾向を明らかにしている。一方 *might* が直説法過去形として、今日よりも遙かに多く用いられているというのは、具體と分析に趨く近代的傾向の消極的證左となる。

第九章は「DO」で、こゝでは初めに對象の範圍を論説文と戯曲文に大別して、事態の究明に文體的認識が前提となること

を示している。否定や疑問における *do* の用法が、*do* を用いない古風な用法と並んで、特に戯曲文に多く、現われている状態を、豊富な用例と精密な統計によって明らかにしているが、一體にこの分野に関しては、ドライデンは前時代及び同時代の作家に比べ保守的であるとしているのは、注意を引く。平敘文において、無意味な冗語である *do* を排した跡に、表現の合理的節制を圖ったドライデンの言語観が窺われる。けれどもそういう意圖が、當時急速にその勢いを伸張しつつあった否定や疑問の *do* をも阻止するという、行き過ぎの結果となって現われたわけである。命令法の否定形 *do not be* を用いていないのも、王政復古期における劇作家中、ドライデンたゞ一人であるという。但し戯曲の活氣ある文體では、*But, in earnest, do you love me?—Ay, by Allah, do I, most extremely (Evening's Love 309)* にせけるような代用の *do* に、現代口語法の萌芽を見せている。

最後の第十章は「他の機能動詞及び句」と題し、*let, must, ought* のほか、*be about to, be like (ly) to, (be) used to* など、現代的風格を帯びた分析的表現として、興味のある諸形式に觸れている。特に *be going to* は、同時代のウィチャリ (一六四〇?—一七一六) やビプス (一六三三—一七〇三) に多くなく、後代のポープ (一六八八—一七四四) の詩文にさえ見られないというのに、ドライデンからはかなり多数の用例が挙げられていることに注意される。また *hust* に代

る迂言形式として *be forced (obliged, constrained, compelled)* があるというのに、今日最も普通な *have to* は、*you had not only to separate the jarring elements, but to create them (All for Love, Dedication 318)* という一例が挙げられ得るに過ぎないと述べている。Have to に關しては、なお追加的な解説がほしいところであるが、著者は第二部の不定詞の項に屬すべきものであると註記している。

以上各章の内容を重點的に略記した。第一・二章に對し、後の章におけると同程度に廣い視野と深い省察が望まれるが、そういう不満は、結局個人的關心の差に歸せられるものであるかもしれない。全巻を通じ、手堅い論法と綿密な考證によって、過渡期を乗り越えて近代化しつつあるドライデンの統語法の實態が刻明にされている。終始豊富な用例を整然と配列しているので、調査に統計を採用しているところがあっても、數の羅列に終ることがなく、讀者をドライデン文學の片鱗に親しませるようにしているのもよい。殊に五・六・七・九の諸章について言えることであるが、廣く歐米の碩學の文獻を参照し、資料の公正な解釋と處理に萬全を期している態度は、尨大な作品を精査し盡した緻密さと共に、確かにわれわれの學ぶべきものである。本書の續卷には、不定詞・動名詞・分詞などの非定形が扱われるとのことである。統語史上更に興味深い諸點を含む部門であるだけに、第二部の刊行の日が待望される。(一九五六・一〇・二四)

(一橋大學助教)